



金 沢 市 公 報

第 2 7 3 2 号

平成24年(2012年)7月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
公 告	
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	3
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 について (建築指導課)	3
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 の取消しについて (")	3

教育委員会告示

平成19年教育委員会告示第9号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について (生涯学習課)	4
平成22年教育委員会告示第1号(地区公民館の指定管理者の指定について)の変更について (")	4
監査公表	
監査公表(第11号) (監査事務局)	4
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	5
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	5

告 示

●金沢市告示第196号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成24年7月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 - 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
 - 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
 - 金沢市営木越団地自転車駐車場
 - 金沢市営柿木畠自転車駐車場

- 金沢市営片町広場自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
- 2 保管した自転車等の台数
 自転車 103台
 原動機付自転車 3台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 平成24年6月1日から同月30日まで
- 4 保管した自転車等の返還を申し出る場所
 金沢市広坂1丁目9番16号
 財団法人金沢まちづくり財団
- 5 保管した自転車等を返還する日時及び場所
 日時 平成24年7月11日から同年10月10日まで
 午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第197号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	11台
	原 動 機 付 自 転 車	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	5台
	原 動 機 付 自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	10台
森本地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	5台
木ノ新保町地内	自 転 車	1台
西念4丁目地内	自 転 車	1台
大額3丁目地内	自 転 車	1台
問屋町1丁目地内	自 転 車	2台
安江町地内	自 転 車	2台
小立野2丁目地内	自 転 車	2台
小坂町地内	自 転 車	5台
菊川1丁目地内	自 転 車	4台
千木町地内	自 転 車	4台
千日町地内	自 転 車	1台
戸水1丁目地内	自 転 車	1台
元町2丁目地内	自 転 車	2台
弥生2丁目地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
松村5丁目地内	自 転 車	1台
北安江2丁目地内	自 転 車	6台

西金沢3丁目地内	自 転 車	6台
駅西新町2丁目地内	自 転 車	1台
片町1丁目地内	自 転 車	1台
吉原町地内	自 転 車	1台
暁町地内	自 転 車	1台
西泉1丁目地内	自 転 車	1台
百坂町地内	自 転 車	2台
泉3丁目地内	自 転 車	1台
三馬3丁目地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成24年6月1日から同月30日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
平成24年7月11日から平成25年1月10日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成24年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
79	有限会社北商事	大阪府大阪市浪速区大国3丁目8番18号	平成24年6月25日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成24年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第85号	平成24年6月27日	金沢市寺町5丁目334番2及び335番2	8.19	18.27 ~ 18.9

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成24年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第65号	平成24年6月27日	金沢市天神町1丁目494番の一部	12.80	4.00

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第9号

平成19年教育委員会告示第9号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

平成24年7月11日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

第4項第2号の表中	金沢市大浦公民館2階和室	を	金沢市大浦公民館集会所	に改める。
	59.4平方メートル		34.49平方メートル	
	常設電灯による点灯		常設電灯による点灯	
	1個			
	16脚		10脚	
	50脚			

●金沢市教育委員会告示第10号

平成22年教育委員会告示第1号（地区公民館の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成24年7月11日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
金沢市大浦公民館	所在地	金沢市大浦町ヲ7番地	金沢市大浦町ヲ39番地1	平成24年6月25日

監 査 公 表

●金沢市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成24年7月11日

金沢市監査委員 篠 田 健
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 高 村 佳 伸
 金沢市監査委員 田 中 仁

1 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成24年6月7日
- (2) 措置を講じた部局等 保健局健康総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成22年8月23日（平成22年監査公表第15号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>公有財産の管理について</p> <p>建物等の維持管理について、多数の市民が利用する施設にあっては、建築基準法により建築物等の劣化状況等の定期点検が義務付けられているところ、未だ実施されていないので、必要な措置を早急に実施する必要がある。</p>	<p>指摘のあった施設の劣化状況の定期点検については、平成23年3月に実施した。今後も施設の安全性を確保するため、適正に実施していく。</p>

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第20号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年7月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 平成24年3月1日から同年5月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 70,770円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 89,620円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 73,010円

2 原料価格変動額 9,200円

算式 73,010円（1トン当たり平均原料価格）- 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）= 9,200円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 9,200円（原料価格変動額） / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に7.54円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。

4 平成24年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	234円29銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	232円29銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	219円79銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	217円96銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	212円96銭

●金沢市公営企業告示第21号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年7月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成24年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格

- 1 トン当たり 89,620円
- (2) 原料価格変動額 1,600円
算式 89,620円 (1 トン当たり平均原料価格) - 88,000円 (1 トン当たり基準平均原料価格) = 1,600円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 1,600円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に3.26円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成24年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	424円56銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	415円46銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成24年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格
1 トン当たり 89,620円
- (2) 原料価格変動額 1,600円
算式 89,620円 (1 トン当たり平均原料価格) - 88,000円 (1 トン当たり基準平均原料価格) = 1,600円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 1,600円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に3.26円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成24年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	424円64銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	415円54銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成24年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格
1 トン当たり 89,620円
- (2) 原料価格変動額 1,600円
算式 89,620円 (1 トン当たり平均原料価格) - 88,000円 (1 トン当たり基準平均原料価格) = 1,600円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 1,600円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に3.26円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成24年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	403円41銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	394円31銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成24年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格

1トン当たり 89,620円

- (2) 原料価格変動額 1,600円

算式 89,620円 (1トン当たり平均原料価格) - 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) = 1,600円 (100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 1,600円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に3.26円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。

- (4) 平成24年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	447円2銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	437円92銭

平成24年(2012年)7月11日	印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)7月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	